

森林・林業に関するこれまでの主な施策について

年度	森林計画制度に関するこれまでの主な施策	森林整備の補助等に関するこれまでの主な施策	森林組合、林業事業体に関するこれまでの主な施策	木材産業・木材利用等に関するこれまでの主な施策	国有林に関するこれまでの主な施策	一般・林政 国際的な動向等
昭和38	<ul style="list-style-type: none"> 第3次森林法制定(森林法改正)(S26) 森林計画制度創設、伐採の規制 森林法改正(S37) 森林計画制度改正(全国森林計画、地域森林計画)、伐採許可制廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 造林対策を公共事業として位置付け(S21) 造林臨時措置法の制定(S25) (5ヶ年の時限立法)都道府県知事が第三者を指定して分収造林を実施 査定係数制度の導入(S29) 国一律の補助率引き下げを受け、拡大造林推進確保のための誘導措置として導入 	<ul style="list-style-type: none"> 森林法制定(S26) 森林所有者の共同組織として位置付け、加入・脱退の自由、自由設立等を認める 森林組合法制定(S38) 森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、合併について援助 	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)制定(S25) 木材資源利用合理化方策閣議決定(S25) 非木質化の推進 林業信用基金法、中小企業近代化促進法制定(S38) 	<ul style="list-style-type: none"> 公有林野官行造林法施行(T9) 国有林野事業特別会計法施行(S22) 保安林整備臨時措置法に基づく民有保安林の買入れ等 国有林生産力増強計画策定(S32) 戦後復興に伴う国産材供給増大要求に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 要造林面積 約140万ha(S25) 人工造林面積戦後ピーク(43万ha/年)(S29)※ 保安林整備臨時措置法(S29) もはや戦後ではない(経済白書)(S31) 戦中・戦後の造林未済地造林完了(S31) 木材輸入の段階的自由化(S31-38) 農林漁業基本問題調査会答申「林業の基本問題と基本対策」(S35) 国民所得倍增計画(S35) 全国総合開発計画(S37)
昭和39	<ul style="list-style-type: none"> 林業基本法制定、森林法改正(S39) 林業総生産の増大、林業生産性の向上、林業従事者の所得増大・経済的社会的地位向上を政策目標に位置付け 森林法改正(S43) 森林施業計画制度創設 		<ul style="list-style-type: none"> 第1次林業構造改善事業(S39) 林業生産性の向上及び林業従事者の所得向上等のための施設整備等へ支援 	<ul style="list-style-type: none"> JAS法改正(S45) 認定工場制度について規定 	<ul style="list-style-type: none"> 国有林野の活用に関する法律施行(S46) 分収造林設定等の国有林野の活用を適切かつ円滑に実施するため、国の方針を明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 新全国総合開発計画(S44) 環境庁設置(S46)
昭和50	<ul style="list-style-type: none"> 森林法改正(S49) 団地共同森林施業計画制度創設等 	<ul style="list-style-type: none"> 造林補助体系の改正(S48) 森林資源の内容を充実強化するため保育等の補助対象化(以降、年齢に応じて補助対象年齢を拡充) 造林補助体系の改正(S50) 補助対象に徐・間伐等を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 森林法改正(S49) 「森林所有者の経済的社会的地位の向上」を第一義的な目的に引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 「生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」制定(S48) 丸太、製材、合板が指定 日本木材備蓄機構発足(S49) 木材需給の短期的な不均衡による木材価格高騰の鎮静化を図るため、製材及び合板の備蓄を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 「国有林野における新たな森林施業」(S47) 皆伐施業における伐区面積の縮小、亜高木帯における天然林施業の採用等 レクリエーションの森の設定(S48) 多様化する森林レクリエーション需要に積極的に応えるため、国民の保健・文化的利用に適した森林を選定して整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国連人間環境会議(S47) 木材価格暴騰(S47-48) 円為替変動相場制移行、第1次石油ショック(S48) 木材供給量(用材)ピーク(118百万m³)(S48)※
昭和51	<ul style="list-style-type: none"> 林業振興地域整備計画制度の創設(S55) 都道府県知事の指定を受けた市町村において総合的な基本計画を策定 		<ul style="list-style-type: none"> 森林組合法制定(S53) 森林組合制度を森林法から分離独立 森林組合法の施行について(S53) 組合員からの委託施業について、事業執行体制を整備し実施するよう指導 	<ul style="list-style-type: none"> 林業等振興資金融通暫定措置法制定(S54) 国産材産業振興資金創設、木材卸売業者に債務保証 木材産業再編整備緊急対策事業創設(S57) 製材・合板業者等の過剰設備の廃棄など 森林・林業・木材産業活力回復5カ年計画策定(S60) 	<ul style="list-style-type: none"> 国有林野事業改善特別措置法施行(S53) 国有林野事業の改善に関する計画策定(S53) (S59、S62に計画を改定) 	<ul style="list-style-type: none"> 第3次全国総合開発計画(S52)
昭和60	<ul style="list-style-type: none"> 森林法改正(S58) 森林整備計画制度の創設等 				<ul style="list-style-type: none"> 安定供給システムによる販売(S58) 	<ul style="list-style-type: none"> 林政審議会(林政審)部会報告「森林・林業と林政の方向」(S58) 日米MOSS協議、プラザ合意(S60)
昭和61		<ul style="list-style-type: none"> 造林補助体系の改正(S62) 森林の諸機能をより高度に発揮させるため複層林整備、育成天然林整備の導入 			<ul style="list-style-type: none"> 森林空間総合利用事業(S61) 国民の森林に対するレクリエーション的利用の期待への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 林政審答申「林政の基本方向―森林の危機の克服に向けて―」(S61) 第4次全国総合開発計画(S62)
平成12		<ul style="list-style-type: none"> 間伐対象年齢の引き上げ(H2) (以降、8年・12年にも実施) 		<ul style="list-style-type: none"> 国産材流通体制整備総合対策事業創設(H2) 	<ul style="list-style-type: none"> 保護林の再編・拡充(H元) 森林生態系保護地域等を設け、保護・管理の目的に応じた取扱いを明確化 国有林野事業経営改善大綱(閣議了解)(H2) 	<ul style="list-style-type: none"> 林政審答申「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」(H2)

年度	森林計画制度に関する これまでの主な施策	森林整備の補助等に関する これまでの主な施策	森林組合、林業事業体に関する これまでの主な施策	木材産業・木材利用等に関する これまでの主な施策	国有林に関する これまでの主な施策	一般・林政 国際的な動向等
S 61 Y H 12	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法改正(H3) 森林の流域管理システムの確立、特定森林施業計画創設、森林整備事業計画制度創設、市町村森林整備計画の拡充等、要間伐森林制度の拡充(裁定制度の創設)等 ・森林計画区等再編成(H3) 森林計画区等の再編成 ・森林法改正(H10) 市町村森林整備計画の拡充(樹立対象を地域森林計画対象民有林を有する全市町村に拡大)、都道府県知事から市町村長への権限委譲(森林施業計画の認定、伐採届けの受理・遵守命令、施業の勧告)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の予算区分再編(H9) 造林事業、林道事業の予算区分統合 ・緊急間伐5ヶ年対策の創設(H12) 民有林において平成16年度までの5年間に150万haの間伐を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力の確保の促進に関する法律(労確法)制定(H8) 事業主が一体的に取り組む雇用管理の改善及び事業の合理化を支援 ・経営基盤強化林業構造改善事業(H8) 林業の経営基盤を強化し、林業を地域産業として維持・発展するための施設整備等へ支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・木材備蓄事業の廃止(H3) ・木材の安定供給の確保に関する特別措置法制定(H8) 木材生産の安定及び流通の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、木材の安定供給を確保 ・木材流通合理化整備特別対策事業創設(H8) ・建築基準法改正(H10) 建築確認・検査の民間開放(H11施行)、性能規定などによる規制の合理化(H12施行) ・住宅の品質確保の促進等に関する法律施行(H12) 住宅性能表示制度、10年間の瑕疵担保制度の導入等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野事業の改善に関する計画改定(H3) ・森林法改正(H3) 民国同一の森林計画区を単位とした森林計画の策定等(流域管理システム)を導入 ・国有林野事業改革関連二法施行(H10) 管理経営の方針を公益的機能重視へ転換 ・緑の回廊の設定(H11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連環境開発会議(地球サミット)(H4) ・ウルグアイ・ラウンド合意(H5) ・林産物の実行関税率を平均30%引き下げ ・生物多様性条約発効(H5) ・阪神淡路大震災、モントリオールプロセス合意(H7) ・地球温暖化防止京都会議(H9) ・林政審答申「林政の基本方向と国有林野事業の抜本的改革」(H9) ・21世紀の国土のグランドデザイン(H9) ・地球温暖化対策推進法制定(H10) ・中林審答申「今後の森林の新たな利用の方向」(H12) ・林政改革大綱及び林政改革プログラム(H12)
H 13 Y	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業基本法制定(林業基本法改正)(H13) 政策目標を多面的機能の持続的発揮、林業の健全な発展に転換 ・森林法改正(H13) 計画制度に公益的機能別森林施業に関する事項を位置付け(森林の3区分)、森林施業計画の作成主体の追加(森林所有者からの受託等により森林の施業・経営を行う者を追加)、伐採の届出制度の拡充等 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備事業の再編(H14) 造林事業・林道事業を統合、森林の区分に応じた事業体系へ再編 ・間伐等推進3ヶ年対策の創設(H17) 民有林において平成19年度までの3年間で90万haの間伐を実施 ・育成林整備事業の創設(H19) 機能区分にとらわれず助成を実施 ・森林吸収源対策の追加対策開始(H19) 6年間で330万haの間伐実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の雇用担い手育成対策事業(H14) 新規の林業就業者の育成研修を実施(H18から緑の雇用担い手対策事業) ・森林組合法改正(H17) 森林組合の機能と組織基盤強化のため、森林施業に関する員外利用制限の緩和等について措置 ・森林組合等の組織及び事業運営に関する今後の指導の方針について(H18) 森林資源状況を踏まえ、森林組合の大宗が、施業等の集約化と利用間伐を事業の柱と位置付けることが必要と指導 ・施業集約化・供給情報集積事業(H19) 森林施業プランナーの育成等 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法制定(H13) 間伐材、パーク堆肥が特定調達品に指定(基本方針—合法木材(H18)、間伐材を紙類等の原料(H20)) ・木材産業構造改革事業創設(H14) ・建築基準法改正(H14) ホルムアルデヒド規制(H15施行) ・「農林水産省木材利用拡大行動計画」策定(H15) ・新流通・加工システム開始(H15) 民間企業も一定条件を満たせば補助対象 ・「木づかい運動」の開始(H17) ・新生産システム開始(H18) ・住生活基本法制定(H18) ・建築基準法改正(H18) 建築確認・検査の厳格化等(H19施行) ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律制定(H20) ・「農林水産省木材利用推進計画」策定(H21) ・公共建築物木材利用促進法案を国会に提出(3月)(H21) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の雇用への研修フィールドの提供(H14) ・システム販売の拡充(H14) 素材生産を実施するものと製材工場及び製材品需要者が共同したものを対象に追加 ・林道災害復旧への林道技術者派遣(H16) ・新生産システムに対応した木材の安定供給(H18) ・新潟中越沖地震、岩手・宮城内陸地震への治山技術者派遣等(H19,20) ・木材価格急落時に、国有林材の市場への供給を調整(H21) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期保安林整備計画完了(保安林整備臨時措置法失効)(H16) ・京都議定書発効(H17) ・構造計算書偽装問題(H17) ・第三次生物多様性国家戦略(H19) ・京都議定書目標達成計画(H19) ・生物多様性基本法制定(H20)

※基本的に年度を使用するが、一部統計データ等については暦年を使用